

香芝市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年5月29日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 下 村 佳 史

<対象：企画部 企画政策課（現 市長公室 総合政策課）>

- 1 監査実施年月日 令和4年10月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年1月5日
- 3 措置状況通知 令和7年3月31日香総政第12号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
6ヶ月間のパソコンの借入れ契約で、契約金額が30万円以下である契約について、香芝市会計規則第18条第1項の規定により、契約書の作成を省略しているものがあった。 パソコンのような精密機械の借入れについては、故障した場合の修繕や保守の責任がどちらに帰属するのか、また中途解約の可否などについて、契約当事者間で契約内容に齟齬が生じないように契約書を作成する、もしくは契約の適正な履行を確保するための請書などを徴するべきであると考えます。 今後、契約金額が少額の契約を行う場合については、単に契約金額面からみて、契約書等を省略するのではなく、借り入れる物品や借入期間その他の契約内容から契約書締結の必要性を判断するなどして、適切な契約事務に努められたい。	措置済	今後、契約金額が少額の契約を行う場合には、契約書締結の必要性について、単に契約金額面からのみではなく、契約内容も含めて判断し、適切に契約事務を遂行する。

市長部局と行政委員会との補助執行について、令和４年８月３１日付けの市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議により、同年１０月１日に事務委任及び補助執行がなされたが、福祉部保育課と教育部こども課については、当補助執行がなされると同時に、保育課職員をこども課職員と兼ねさせ、また反対にこども課職員を保育課職員と兼ねさせる兼務命令（以下「相互兼務」という。）が発せられている。 補助執行は、組織機構や職員の配置の重複を避け、行政の能率的処理と一体性の保持を目的としたものであり、また、地方自治法第１８０条の３の規定に基づく兼職は、長の補助機関である職員に他の執行機関の事務を補助させることで、行政機構の簡素化、住民負担の軽減を図るものである。しかしながら、年度途中の暫定的な措置とはいえ、前述のような補助執行した上で相互兼務を行っている現状においては、住民負担の軽減は見込まれず、かえって事務権限を煩雑にし、延いては教育委員会の中立性確保の妨げにもなりうる。 以上のことから、当該補助執行及び相互兼務については、それぞれの根拠となる地方自治法の条文の趣旨を念頭におき、その関係性について十分に整理され、適正かつ機能的な業務体制の確立を図られたい。	措置済	補助執行と兼務は併せて行うことができるものと解するが、兼務させる職員の人数や実際の職務内容によっては地方自治法の趣旨に沿わないものとなるおそれがあることを踏まえ、これまでの人事異動や令和７年１月１日付け機構改革に併せて体制を見直した。
補助金等について、平成２１年１月２７日付け香企第３９０号により通知された「補助金等適正化に関する基本指針」において、市の補助	措置済	補助金等については、新設するものに対する一定期間（基本３年）経過後の見直しの義務付けや、団体補助金については、運営費補助金を除いた事業

金等の支出に関する指針が示されている。また、補助金等の交付手続きについては、香芝市補助金等交付規則により定められている。 市全般の補助金等交付事務について言えることであるが、当指針にもあるように補助金等全体をチェックする内部機関が不在であるため、この指針や規則に沿って補助金等交付事務が実施されていないようなものや、補助事業終了後の実績の精査が形骸化しているものが他の定期監査の際に見受けられる。 地方公共団体に対して、法令等遵守しつつ、適正に業務を執行するための内部統制がより一層求められる近年において、補助事業についても、交付手続きや効果検証など内部統制的にチェックを行える体制を整え、補助金等の適正な執行と補助事業のより効果的かつ効率的な実施に努められたい。		費補助金のみを対象とするなど、厳格な予算計上基準を設けて予算編成を行っているところである。また、令和6年度に行った機構改革により、内部統制を所掌する課の設置をするなど、体制についても整えたところであることから、今後においても、補助金等の適正な執行等に努めていく。
---	--	--